自動車税種別割にかかる還付請求権譲渡通知書の提出について

記載事項・添付書類について

〇受付の時期

始期:当該年度分を年度当初から 終期:過誤納金発生から2週間以内

※提出が遅れますと、納税者に還付されますのでご注意ください。

○譲渡人の欄

当該自動車税種別割の納税義務者の住所・氏名を記入のうえ、実印を押印する。

個人···住所、氏名、実印

法人···住所、名称、役職、代表者名、代表者印

※ただし、

- 本人が持参…納税義務者本人が福井県税事務所・嶺南振興局税務部に還付請求権譲渡通知書を持 参した場合は、本人である確認(運転免許証、健康保険証等の提示)がとれれば、 認印でも可とする。
- 未成年者…納税義務者が未成年者の場合は、譲渡人欄に納税義務者の住所・氏名と親権者の 住所・氏名を併記のうえ、親権者の実印を押印する。
- 会社の支店…納税義務者が印鑑登録のない会社の支店の場合は、譲渡人欄に納税義務者の住所・ 名称と本社の住所・名称を併記のうえ、本社の代表者印を押印するか、本社から納 税義務者である支店に税の申告・納付等について委任されていることが分かるもの (コピーでも可)を添付すれば支店の代表者印でも可とする。
- 相 続 人…納税義務者がすでに死亡している場合は、相続人の住所・氏名と被相続人の住所・ 氏名を併記のうえ、相続人の実印を押印する。
- **清 算 人**…会社が清算している場合は、清算人の住所・氏名と会社の住所・名称を併記のうえ、 清算人の実印を押印する。

○譲受人の欄

譲受人の住所・氏名を記入

〇過誤納金、過誤納となった理由

過誤納が発生した時点で福井県税事務所・嶺南振興局税務部において記入するので記入不要

○添付書類

◇譲渡人である納税義務者の**印鑑登録証明書**

個 人…市町村発行の印鑑登録証明書 原本(ただし、発行から3ヶ月以内はコピーでも可)

法 人…商業登記法 12 条による登記所にて交付する印鑑証明書 原本

(ただし、発行から3ヶ月以内はコピーでも可)

未成年者…親権者の市町村発行の印鑑登録証明書 原本

(ただし、発行から3ヶ月以内はコピーでも可)

印鑑登録のない会社の支店…

本社の商業登記法 12 条による登記所にて交付する印鑑証明書 原本 (ただし、発行から3ヶ月以内はコピーでも可)

または、本社から納税義務者である支店に税の申告・納付等について委任されていることが分かるもの(コピーでも可)

相 続 人…相続人の市町村発行の印鑑登録証明書 原本

(ただし、発行から3ヶ月以内はコピーでも可)

清算人…清算人の市町村発行の印鑑登録証明書 原本

(ただし、発行から3ヶ月以内はコピーでも可)

- ※ただし、納税義務者等本人が福井県税事務所・嶺南振興局税務部に還付請求権譲渡通知書を 持参した場合は、本人確認のうえ(運転免許証、健康保険証等の提示)、自署・押印があれば 印鑑登録証明書の添付の必要はない。
- ◇**譲渡人である納税義務者の住所・氏名が車検証または賦課情報と異なる**場合は、現在の住所への変 遷がわかる住民票または戸籍抄本 原本(ただし、発行から3ヶ月以内はコピーでも可)
- ◇納税義務者がすでに死亡している場合は、納税義務者が亡くなっていることがわかるもの、納税義務者と相続人との関係がわかるもの(除籍謄本・戸籍謄本 原本(ただし、3ヶ月以内はコピーでも可)など)、および申立書または遺産分割協議書(コピーでも可)

<参考>福井県内各県税事務所管轄区域一覧

事務所名	所在地、電話番号	所管区域	
		福井市	大野市
福井県税事務所	〒910-8555	勝山市	鯖 江 市
	福井市松本3丁目16-10	あわら市	越前市
	Tel $0\ 7\ 7\ 6-2\ 1-0\ 0\ 2\ 1$	永平寺町	池田町
		南越前町	越前町
嶺南振興局税務部	〒917-0297	敦賀市	小浜市
	小浜市遠敷1丁目101	美 浜 町	高浜町
	Tel 0 7 7 0 - 5 6 - 2 2 2 2	おおい町	若 狭 町